

# 居宅介護支援 エールハート本部運営規程

## (事業の目的)

第1条 株式会社中央ケアサービスが開設するエールハート本部（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護 支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項 を定め、事業所の介護支援専門員その他の従事者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員等は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場にたって援助を行う。

- 2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。
- 3 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 エールハート本部
- 2 所在地 東京都中央区銀座三丁目 11 番 1 号（ニュー銀座ビル 8 階）

## (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 主任介護支援専門員 1名 介護支援専門員と兼務  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供にあたるものとする。
- 2 介護支援専門員 4名以上 常勤職員（内 1名は管理者と兼務）  
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

## (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日  
ただし、祝日及び12月31日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前9時から午後5時30分までとする。
- 3 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

#### (その他運営についての留意事項)

第8条 指定居宅介護支援事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1ヵ月以内
- ② 繼続研修 年4回以上

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社中央ケアサービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第9条 地域包括支援センターと連携し支援困難な事例を紹介された場合は受け入れる体制を整えるものとする。

#### (事故発生時の対応)

第10条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに区市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。

3 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

#### (苦情処理)

第11条 事業所は、指定居宅介護支援の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するためには必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に關し、介護保険法第23条の規定により区市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該区市町村の従業者からの質問若しくは照会に応じ、及び区市町村が行う調査に協力するとともに、区市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に關して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

#### (個人情報の保護)

第12条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では、原則的に使用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

## 附 則

この規定は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。  
この規定は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。  
この規定は平成 25 年 11 月 1 日から施行する。  
この規定は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。  
この規定は平成 26 年 8 月 1 日から施行する。  
この規定は平成 26 年 12 月 1 日から施行する。  
この規定は平成 27 年 9 月 1 日から施行する。  
この規定は平成 28 年 9 月 1 日から施行する。  
この規定は平成 29 年 9 月 4 日から施行する。  
この規定は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。  
この規定は令和 2 年 3 月 11 日から施行する。  
この規定は令和 2 年 5 月 31 日から施行する。  
この規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。